

葛巻町資格取得支援補助金

町への定住促進と安定した就労支援を行うとともに、地域産業の振興を図り、町民の所得向上に努めることを目的として「葛巻町資格取得支援補助金」を交付します。

補助金交付対象者

町内に住所を有する満18歳以上65歳未満の方で、次の①～③のいずれかに該当する個人、または対象となる従業員等を雇用している事業所

- ①勤労者：給与または収入のために現に働いている方
- ②求職者：公共職業安定所を通じた求職活動を行っている方
- ③内定者：葛巻町内への就労が内定している方

補助対象となる資格・免許等

- ①厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練等で取得する国家資格、免許、技能検定等

※指定されていない資格についても補助対象となる場合があります。補助対象となる資格・免許等についてはお問い合わせください。

※普通自動車運転免許、原動機付自転車運転免許、自動二輪運転免許は該当になりません。

- ②申請当該年度内に取得した資格・免許等が対象です。

補助対象となる経費

- ①資格等の取得にかかる受講料（教材費を含む）
- ②資格等の受験料（申請手数料を含む）
- ③資格等の登録料（新規のものに限る）

補助金の額等

補助金交付対象者	補助金の額	補助金の交付
就労者、求職者、内定者	補助対象経費の1/2（千円未満の端数切捨） 1人あたり1回5万円以内	当該年度につき2回まで
事業所	補助対象経費の1/2（千円未満の端数切捨） 従業員等1人あたり1回5万円以内 当該年度につき上限10万円	当該年度の上限10万円の範囲内で複数回の交付可

申請手続き

補助金の交付を希望される方または事業所は、事前に担当までお問い合わせください。

- ①『葛巻町資格取得支援補助金交付仮申請書』の提出

下記について添付すること。

- 補助対象となる資格等に関する書類
- 補助対象経費が分かるもの（見積書や資格取得にかかる講習等の開催要項等）
- 身分を証明するものを添付すること。

※既に資格等を取得している場合は提出を省略できます。担当まで事前にご相談ください。

②資格等を取得したら、『葛巻町資格取得支援補助金交付申請書（様式第1号）』を提出
下記について添付すること。

■資格等の取得を証明できるもの（合格証、修了証等）

■実際に支出した補助対象経費が分かるもの（領収証などそれに準ずるもの）

※加えて、各補助金交付対象者はそれぞれ下記のものを添付すること

【就労者】：事業所で働いていることを証明するもの

【個人事業主】：第三者証明による就業申立書

【求職者】：ハローワーク登録カードの写し

【内定者】：葛巻町内への就労が内定していることを証明できるもの

【事業所】：当該対象者が事業所で働いていることを証明できるもの

③『葛巻町資格取得支援補助金交付請求書兼実績報告書（様式第3号）』の提出

※②の手順で添付したものと同様のものを添付すること。

※2部提出すること。

交付内容に変更が生じた場合

交付決定後、何らかの理由により交付決定の内容から変更が生じた場合は、『葛巻町資格取得支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）』を提出

※変更内容が分かるものを添付し、変更の理由が生じた日から15日以内に提出すること。

◆担当 葛巻町役場 いらっしゃい葛巻推進課 移住定住分野

TEL 65-8983 FAX 65-8995

Eメール kuzumaki1103@town.kuzumaki.lg.jp